

議案第35号

西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の一部を改正  
する条例の制定について

西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の一部を改正する条例案  
を次のとおり提出する。

令和8年6月12日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の一部を改  
正する条例

西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例（令和5年西海市条例第  
18号）の一部を次のように改正する。

題名中「移行」を「展開」に改める。

第1条及び第2条第1号中「移行」を「展開」に改める。

第2条第2号中「地域部活動」を「地域クラブ」に改め、同条第5号中「移  
行」を「展開」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部改正）

2 西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「

西海市部活動の地域移行あり方検討委員会	委員長	日額	7,300円
	委員	日額	6,700円

」を「

西海市部活動の地域展開あり方検討委員会	委員長	日額	7,300円
	委員	日額	6,700円

」に改める。

## 新旧対照表

## 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市部活動の地域<u>展開</u>あり方検討委員会設置条例</p> <p>令和5年6月30日 西海市条例第18号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 西海市立中学校の生徒にとって望ましい学校部活動の環境の構築と地域における活動の場の確保を図る観点から、学校における部活動の地域<u>展開</u>に向けて取り組むため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西海市部活動の地域<u>展開</u>あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、西海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行い、その意見を答申する。</p> <p>(1) 部活動の地域<u>展開</u>に係る仕組みづくりに関すること。</p> <p>(2) <u>地域クラブ</u>の運営方法等に関すること。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p>	<p>西海市部活動の地域<u>移行</u>あり方検討委員会設置条例</p> <p>令和5年6月30日 西海市条例第18号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 西海市立中学校の生徒にとって望ましい学校部活動の環境の構築と地域における活動の場の確保を図る観点から、学校における部活動の地域<u>移行</u>に向けて取り組むため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西海市部活動の地域<u>移行</u>あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、西海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行い、その意見を答申する。</p> <p>(1) 部活動の地域<u>移行</u>に係る仕組みづくりに関すること。</p> <p>(2) <u>地域部活動</u>の運営方法等に関すること。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p>

新	旧
(5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域 <u>展開</u> に関し 必要な事項 第3条～第11条 (略)	(5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域 <u>移行</u> に関し 必要な事項 第3条～第11条 (略)

(附則第2項関係) 西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新	旧																								
西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  <div style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第39号</div> 本則 (略) 別表 (第2条関係) 執行機関としての各種委員会委員の報酬 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 70%;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> その他の各種委員等の報酬 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th style="width: 50%;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">西海市部活動の地域</td> <td style="width: 10%;">委員長</td> <td style="width: 10%;">日額</td> <td style="width: 10%;">7,300円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額	(略)		職名	報酬の額	(略)		西海市部活動の地域	委員長	日額	7,300円	西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  <div style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第39号</div> 本則 (略) 別表 (第2条関係) 執行機関としての各種委員会委員の報酬 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 70%;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> その他の各種委員等の報酬 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th style="width: 50%;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">西海市部活動の地域</td> <td style="width: 10%;">委員長</td> <td style="width: 10%;">日額</td> <td style="width: 10%;">7,300円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額	(略)		職名	報酬の額	(略)		西海市部活動の地域	委員長	日額	7,300円
職名	報酬の額																								
(略)																									
職名	報酬の額																								
(略)																									
西海市部活動の地域	委員長	日額	7,300円																						
職名	報酬の額																								
(略)																									
職名	報酬の額																								
(略)																									
西海市部活動の地域	委員長	日額	7,300円																						

新				旧			
展開あり方検討委員会	委員	日額	6,700円	移行あり方検討委員会	委員	日額	6,700円
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 (略)